

2026年6月8日

名古屋市会議長 小出昭司様
同 議会運営委員長 服部しんのすけ様

日本共産党名古屋市議員団
団長 田口 一登

議会基本条例に基づく議会改革推進のための申し入れ

「市民に開かれ、市民に身近で存在感のある議会を作り上げる」ことを目的に制定された名古屋市議会基本条例に基づいて議会改革を推進するために、下記の事項の実施を求めます。

1. 政務活動費の領収書を速やかにインターネット公開すること

政務活動費のインターネット公開については、2019年2月の議会運営委員会において、「可及的速やかに行うこと」で「理事会において意見の一致を見た」との報告にもとづき、収支報告書は2022年度分から公開されていますが、領収書は未だに公開されていません。

議会基本条例で定めている「積極的に情報公開を進め……市民への説明責任を果たす」という「議会の活動原則」に則り、政務活動費の領収書のネット公開を速やかに実施することを求めます。

2. 本会議の質疑・討論の発言時間を十分に保障すること

本会議における発言時間については、議会運営委員会で決められていますが、議案に対する個人質疑の発言時間はおおむね10分以内、討論時間は予算・決算を除いて2分以内ときわめて短時間です。「市民の代表にふさわしい充実した審議と討論を行う」ための十分な発言時間を保障することを求めます。

また、議会基本条例に明記された「議員平等の原則」に則り、本会議質問における会派別持ち時間制を廃止し、発言時間は平等にすることを求めます。

3. 議会運営委員会への少数会派の参加及び発言を認めること

議会基本条例は、「議会の運営に当たっては、議会活動の公正性及び透明性を確保し、議員相互間の活発な討議が行われるよう努めるとともに、議員平等の原則にのっとり、民主的で円滑な運営を推進する」と明記しています。

一方、議会運営委員会運営要綱では、議会運営委員会の委員は原則として5人以上の所属議員を有する会派から選任することと定められており、5人に満たない少数会派については、「他会派のすべてが会派と認めるもの」以外は参加が認められていません。

大阪市会や京都市会では、非交渉会派の申し出があれば会派の代表1人がオブザーバーとして議会運営委員会に出席し、発言することが認められています。

議員平等の原則に照らせば、住民の代表として選挙で選ばれた議員は、所属する会派の規模に関わらず平等に扱われるべきです。名古屋市会でも議会基本条例の趣旨にそって、少数会派の申し出にもとづく議会運営委員会への参加及び発言を認めることを求めます。

4. 保留分の請願を審査する際、請願者の口頭陳情を認めること

請願審査では議会基本条例第4条に基づき、請願人等による口頭陳情が実施されていますが、保留分の再審査では口頭陳情は行われていません。一方、委員は1年で改選されるため、委員の任期を超えて再審査が行われる場合、新しく選任された委員は口頭陳情を聞くことなく審査にのぞむことになります。

そこで、請願書の文面だけでは分かりづらい詳細な内容や、請願提出時点からの変化を踏まえ最新の内容を委員が把握できるよう、再審査でも口頭陳情を認めることを求めます。

5. 委員会資料等のデータ化をすすめ、インターネット公開すること

議会基本条例第6条では、「議会の会議等で用いた資料は、積極的に公開する」としています。しかし現在、委員会資料は公開されていません。

議会の会議等で用いる資料のデータ化をすすめ、議員が会議中に端末機器で閲覧できるようにするとともに、個人情報を含むものや著作権侵害の恐れのあるもの以外の資料については原則としてすべてインターネット公開するよう求めます。また、資料の公開時期は、本会議・委員会の開会時刻に行うよう求めます。

6. 市民参加の第三者機関を設けて議員報酬額（制度値）を見直すこと

議員報酬に関しては、議会基本条例が定めている「民意を聴取するため、参考人制度、公聴会制度等を活用することができる」（第16条）という規定に則り、新たな報酬額（制度値）については、市民参加の第三者機関を設けて民意を聴取しながら検討し、決定することを求めます。

以上